

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

1 労働組合の組織状況

5 主要連合体の組織状況

労働組合の連合体

労働組合の連合体を、(1)全国的(加盟組合が全国的に分布するもの)、(2)地方的(数都道府県に分布するもの)、(3)都道府県的(一都道府県に分布するもの)、(4)地区的(一市町村または隣接市町村に分布するもの)の四種類に分けてみると、八四年には全国的連合体は三七四(前年より一七一増)、地方的連合体は四八〇(前年より四八増)、都道府県的連合体は一七八八(前年より四六増)、地区的連合体は三四六六(前年より四五増)と、いずれも前年にくらべ増加している(第55表)。

これら連合体のうち全国連合体の連合組織のかたちをとっているものに日本労働組合総評議会(総評)、全日本労働総同盟(同盟)、全国産業別労働組合連合(新産別)および中立労働組合連絡会議(中立労連)の四連合組織があり、通常「労働四団体」とよばれてきた。これに加えて、八二年一二月、これら四団体をのこしたまま、これらの枠をこえて、民間四一単産で民間単産のゆるやかな協議体「全日本民間労働組合協議会(全民労協)」が結成され、当面は「連合体への移行」が課題とされている。

労働四団体に所属する組合員数の合計は、八四年には約八一八万一〇〇〇人で、全労働組合員数の六五・七%を占め、四団体以外の上部団体に加盟している労働組合員数は約三七七万九〇〇〇人で全労働組合員数の三〇・三%、無加盟の労働組合員数は約一〇五万七〇〇〇人で全労働組合員数の八・五%となっている。これを前年にくらべると、四団体に加盟している労働組合数は約六万五〇〇〇人(〇・八%)減少、四団体以外の上部団体に加盟している労働組合員数も約五〇〇〇人(〇・一%)減少しており、無加盟の労働組合員数は約二〇〇〇人(〇・二%)増加している(第56表)。

主要団体別に組合員数の動きをみると、つぎのとおりである。

総評

総評の加盟組合員数は六四年の同盟発足以来一〇年間は伸び悩み、日本の労働組合員数に占める割合も年々低下してきたが、七四年以降は流れが若干変わり、七四～七六年と増加をつづけ、その後一進一退をくり返してきた。だが、八一年の約四五六万九〇〇〇人をピークに以後三年つづきで加盟員を減じている。八四年は前年より約七万七〇〇〇人(一・七%)減少して、約四四三万一〇〇〇人となった。八四年に労働組合員数が減少した主な組合は、国労(約一万六〇〇〇人減)、鉄鋼労連(約一万人減)、全逓(約六〇〇〇人減)、日教組、総評・全金がそれぞれ約五〇〇〇人

減、自治労、電通労連、総評・全国一般がそれぞれ四〇〇〇人減となっている。

同盟

同盟は六四年の発足以来七二年までは一貫して総評を上回る組織拡大を進め、労働組合員数に占める比率を高めてきたが、その後組織化運動は停滞し、七四年をピークにして七五年以降は減少に転じ、八〇年以降ようやく足ぶみ状態に入った。八四年は前年より約一万六〇〇〇人減少して約二一七万七〇〇〇人となった。傘下組合のうち八四年に組合員数が増加した主な組合は、ゼンセン同盟(約五〇〇〇人増)、交通労連、全郵政のそれぞれ約一〇〇〇人増などである。また、組合員数が減少した主な組合は、造船重機(約五〇〇〇人減)、鉄労(約四〇〇〇人減)などとなっている。

新産別

八四年の傘下組合員数は前年より約四〇〇〇人(五・七%)減少して、約六万人であった。

中立労連

八四年の傘下組合員数は前年を約三万二〇〇〇人(二・二%)上回って約一五一万二〇〇〇人となり、四団体のなかで唯一加盟人員を増やした連合体となった。組合員数が増加した主な傘下組合は、電機労連(約二万三〇〇〇人増)、全建総連(約一万人増)などであり、減少した主な組合は、食品労連(約二〇〇〇人減)などとなっている。

全民労協など

全民労協は、八三年六月末日にくらべ約五万人(一・一%)増加して約四八三万五〇〇〇人となった。これは民間の組織労働者の五三・三%を占めることになる。全民労協への正式加盟単産は五四単産であるが、ほかにオブザーバー加盟組織一、友好組織五を有し、これを合計すると五〇〇万人をこえている。なお、八五年四月一日付で民間労組に移行した全電通(約二八万二〇〇〇人)が全民労協に加盟した(加盟単位は電通労連)ため、全民労協の組織人員は約五三〇万人。うち正式加盟では約五一万七〇〇〇人で、これは民間の組織労働者の約五六%にあたる。

わが国の代表的な大産別協議組織である全日本金属産業労働組合協議会(IMF・JC)は八三年にくらべ二万人(一・〇%)増加して、約二〇一万二〇〇〇人となり、日本化学エネルギー労働組合協議会(化学エネルギー労協)は前年にくらべ七〇〇〇人(一・一%)減少して約六五万七〇〇〇人となった。

四団体の産業別組織状況

八四年の労働組合員数を産業別にみると、第50表に示すとおり、製造業(三三・一%)、運輸・通信業(一五・五%)、サービス業(一三・六%)、公務(一二・〇%)の四部門で全体の約七四・二%を占めている。この四大部門における各主要団体の組織状況をみると、製造業では同盟が二八・三%で最大の比率を占めており、中立労連(一七・九%)、総評(一五・七%)、新産別(一・二%)とつづいているが、以上のいずれにも属さない組合員が、全体の四二・七%(対前年比〇・二ポイント増)を占めている。運輸・通信業では、総評が五七・二%、同盟が二〇・五%、四団体のいずれにも属さないものが二五・六%である。サービス業では総評が五九・八%、同盟が四・〇%、いずれにも属さないものが三六・八%であり、公務では総評が九〇・二%と圧倒的な比率で、同盟二・八%、いずれにも属さないもの七・一%となっている。

農業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、電気・ガス・水道・熱供給業では四団体のいずれにも属さないものが過半数を占めているが、四団体のなかでは、総評が農業、林業・狩猟業、鉱業、不動産業で、同盟は漁業・水産養殖業、卸売・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業で、中立労連は建設業、金融・保険業でそれぞれ首位となっている(第57表)。

四団体の適用法規別組織状況

労働組合員数を適用法規別にみると、一九八四年には労働組合法適用単一労働組合員数は約九〇六万五〇〇〇人(七二・七%)、地方公務員法適用組合員数が約一九八万二〇〇〇人(一五・九%)、公共企業体等労働関係法適用は約九〇万二〇〇〇人(七・二%)、国家公務員法適用は約二八万八〇〇〇人(二・三%)、地方公営企業労働関係法適用は約二二万七〇〇〇人(一・八%)であった(労働省「昭和五九年労働組合基礎調査報告」第9表参照。なおこの「調査」は、一九八四年六月末日現在で実施したものであり、電電・専売両公社の民営化以前の数値である)。これらの適用法規別組合員数に占める八四年の主要団体別組合員数の比率は、第58表にみるとおりで、労組法適用組合員数では同盟二二・四%、中立労連一六・七%、総評一五・七%、新産別〇・六%の順であるが、四団体のいずれにも加盟していないものが五〇・七%を占めている(第58表)。

一方、各主要団体ごとに適用法規別の労働組合員数の割合についてみると、総評は国公法、地公法適用労働組合員が四五・六%、労組法適用が三二・一%、公労法・地公労法適用が二二・二%となっている。同盟は労組法適用組合員が九三・一%と高い。新産別、中立労連も労組法適用組合員が占める割合が圧倒的でそれぞれ九四・九%、一〇〇%となっている(労働省「昭和五九年労働組合基礎調査報告」第11表参照)。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
